

様式1

事業報告書
(自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市神郷町939番地の39
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 6年 6月 7日
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 7月 1日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	中村 勇人	管理者
理事	中村 勝人	
同	中村 晴代	
監事	平野 聖美	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する、診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
歯科	医療法人社団	滋賀県東近江市神郷町	
診療所	旭ヶ丘歯科 クリニック	939番地の39	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和2年 5月27日 令和2年度決算の決定

令和3年 3月31日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック
 所在地 滋賀県東近江市神郷町939番地の39

※医療法人整理番号

--	--	--	--

財産目録
 (令和3年3月31日現在)

1. 資産額	69,482 千円
2. 負債額	42,299 千円
3. 純資産額	27,183 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	58,316
B 固定資産	11,166
C 資産合計 (A+B)	69,482
D 負債合計	42,299
E 純資産 (C-D)	27,183

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック

所在地 滋賀県東近江市神郷939番地の39

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和3年 3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	58,316	I 流動負債	8,003
II 固定資産	11,166	II 固定負債	34,296
1 有形固定資産	1,998	負債合計	42,299
2 無形固定資産	184	純資産の部	
3 その他の資産	8,984	科目	金額
		I 資本金	23,410
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	3,773
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	27,183
資産合計	69,482	負債・純資産合計	69,482

法人名 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック

所在地 滋賀県東近江市神郷町939番地の39

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	53,171
2 事業費用	55,506
本来業務事業損失	△ 2,335
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事 業 損 失	△ 2,335
II 事業外収益	4,211
III 事業外費用	332
IV 特別利益	1,544
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,544
法 人 税 等	185
当 期 純 利 益	1,359

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック

理事長 中村 勇人 殿

私は、医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニックの令和2会計年度（令和2年 4月 1日から令和3年 3月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年 5月 27日

医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリ
監事 平野 聖